

国立大学法人滋賀大学情報公開取扱要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀大学(以下「本学」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この要項において「部局等」とは、各大学院研究科及び国立大学法人滋賀大学の部局及び部局長に関する要項(平成16年4月1日制定)第2に規定する部局をいう。

(受付)

第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、国立大学法人滋賀大学法人文書管理規則(平成23年4月1日制定)第2条第3号に規定する法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、第8条第1項第1号に定める開示請求手数料(以下「開示請求手数料」という。)を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙第4号様式により当該独立行政法人等に通知するとともに、別紙第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第13条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、別紙第6号様式により当該行政機関の長に通知するとともに、別紙第7号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

6 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第8号様式又は別紙第9号様式により当該第三者に通知しなければならない。この場合、第三者からの意見は別紙第10号様式により聴取するものとする。

7 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第11号様式により当該第三者に通知しなければならない。

8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第12号様式又は別紙第13号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第6条 法第15条第1項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法については、別表中欄の開示の実施方法の欄にこれを掲げる。

(開示の実施)

第7条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第14号様式又は別紙第15号様式による開示の実施方法等申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第16号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条第1項第2号に定める開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。

3 法人文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料の額)

第8条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施により開示を受ける場合にあっては、その合計額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた基本額に加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金、現金書留又は銀行振込により納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(開示実施手数料の減額等)

第9条 学長は、前条第1項第2号の規定にかかわらず、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第7条第1項の規定による申し出を行う際に、併せて当該減免又は免除を求める額及びその理由を記載した別紙第17号様式を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当とあると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第18号様式又は別紙第19号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第10条 法第13条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の2の規定により行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第11条 学長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、必要に応じて部会の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別紙第20号様式により同条第2項各号に掲げる者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、審査請求人等に通知しなければならない。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表(第6条、第8条関係)

| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|--------------------------------------|--|---|
| 1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。) | イ 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもののが観覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| | ハ 複写機により用紙に複写したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。) | 用紙一枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円) |
| | 二 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 | 用紙一枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円) |
| | ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもののが交付 | 1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額 |
| | ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | F D 1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| | ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 2 マイクロフィルム | イ 用紙に印刷したものの観覧 | 用紙1枚につき10円 |
| | ロ 専用機器により映写したものの観覧 | 1巻につき290円 |
| | ハ 用紙に印刷したものの交付 | 用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円) |
| 3 写真フィルム | イ 印画紙に印画したものの観覧 | 1枚につき10円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円) |
| 4 スライド(9の項に該当するものを除く。) | イ 専用機器により映写したものの観覧 | 1巻につき390円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円) |
| 5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク | イ 専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| | ロ 録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 6 ビデオテープ又はビデオディスク | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |

| | | |
|--|---|--|
| 7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。) | イ 用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| | ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルごとにつき410円 |
| | ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。) | 用紙1枚につき10円 |
| | 二 用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| | ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | F D1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヘ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ト 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 | DVD-R1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付 | 1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 8 映画フィルム | ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | イ 専用機器により映写したものの視聴 | 1巻につき390円 |
| 9 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合。) | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額 |
| | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき680円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額) |
| 備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 | | |

別紙第1号様式（第3条第1項第2号）法人文書開示請求書

別紙第2号様式（第5条第2項）開示決定等の期限の延長について（通知）

別紙第3号様式（第5条第3項）開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

別紙第4号様式（第5条第4項）開示請求に係る事案の移送について

別紙第5号様式（第5条第4項）開示請求に係る事案の移送について（通知）

別紙第6号様式（第5条第5項）開示請求に係る事案の移送について

別紙第7号様式（第5条第5項）開示請求に係る事案の移送について（通知）

別紙第8号様式（第5条第6項）法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

別紙第9号様式（第5条第6項）法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

別紙第10号様式（第5条第6項）法人文書の開示に関する意見書

別紙第11号様式（第5条第7項）法人文書の開示決定について（通知）

別紙第12号様式（第5条第8項）法人文書開示決定通知書

別紙第13号様式（第5条第8項）法人文書不開示決定通知書

別紙第14号様式（第7条第1項）法人文書の開示の実施方法等申出書

別紙第15号様式（第7条第1項）法人文書の開示の実施方法等申出書

別紙第16号様式（第7条第1項）法人文書の更なる開示の申出書

別紙第17号様式（第9条第2項）開示実施手数料の減額（免除）申請書

別紙第18号様式（第9条第5項）開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

別紙第19号様式（第9条第5項）開示実施手数料の減額（免除）について

別紙第20号様式（第11条第2項）情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）